47	削除

［48～83　略］

［２・３　略］

４　電気供給業務用伝搬障害防止区域

［１～88　略］

89	削除
90	削除

［91～155　略］

47	(1)　東京都墨田区横網１－９－２　(153.50) (2)　東京都江東区南砂７－12－４　(43.20)	北緯35度41分53秒東経139度47分45秒の地点と北緯35度40分06秒東経139度50分10秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

［48～83　同左］

［２・３　同左］

４　［同左］

［１～88　同左］

89	(1)　山口県周南市大字鹿野下　(455.00) (2)　山口県周南市大字大向字土地谷1083　(785.50)	北緯34度12分06秒東経131度49分34秒の地点と北緯34度11分30秒東経131度50分31秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
90	(1)　広島県廿日市市原字川末125番の６　(743.00) (2)　山口県周南市大字大向字土地谷1083　(785.50)	北緯34度22分22秒東経132度16分32秒の地点と北緯34度11分39秒東経131度50分52秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

［91～155　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

十三　平成二十五年総務省告示第八十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
［１　略］	［１　同左］
２　放送業務用伝搬障害防止区域	２　［同左］
１　削除	１　(1)　北海道釧路市幣舞町３番８号　(60.70) (2)　北海道釧路市緑ヶ岡４丁目８番66号　(85.10) 北緯42度58分48秒東経144度23分25秒の地点と北緯42度59分23秒東経144度24分46秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［２～13　略］	［２～13　同左］
［３・４　略］	［３・４　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。